

## 令和5年度第3回郡山市入札監視委員会 審議概要

### 1 開催日時等

- (1) 日時：令和6年2月9日（金）午後2時00分～午後3時30分
- (2) 場所：郡山市役所西庁舎5階 5-2会議室（5-2-2）

### 2 出席者

(1) 委員	佐野 孝治 （福島大学副学長）【座長】 仙頭 紀明 （日本大学工学部教授） 伊藤 江梨 （伊藤江梨税理士事務所 税理士） 前田 隆 （国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所副所長）
(2) 事務局	(市) 財務部長、財務部次長兼契約検査課長、同課長補佐、同課契約管理係長、 同課同係主査、同課工事契約係主査 (市上下水道局) 上下水道局長、総務課長、同課長補佐兼契約係長、同課契約係主任、同課同 係主査
(3) 発注所属	(市) 建設部道路維持課長、同課主任技査兼維持管理係長、同課同係技査、建設 部次長兼建築課長、同課営繕係技査、同課営繕係技師、都市構想部区画整 理課長補佐、同課主任技査兼整備係長 (市上下水道局) 下水道整備課長補佐、同課主任技査兼污水施設係長、同課同係技査、同課 主任技査兼雨水施設係長、同課同係技査、下水道保全課長、同課管路維持 係長、同課同係主任

- ・議事の前に、座長及び職務代理者の選出を行う。委員から事務局案の発言があり、事務局より佐野委員を座長に推薦する。委員一同の同意のもと、佐野委員が座長となる。また、座長から職務代理者として仙頭委員の指名があり、これを仙頭委員が承認した。

### 3 議事

- (1) 本市又は上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

#### 《建設工事に係る審議概要》

- ・座長：事務局へ案件に関する説明を求める。
- ・市事務局：財務部次長兼契約検査課長から市資料1-1～1-3（P.1～8）、資料3（P.59～74）に沿って説明。
- ・市上下水道局事務局：総務課長から上下水道局資料1-1～1-4（P.37～41）に沿って説明。
- ・座長：建設工事に関する審議案件の抽出理由について報告を求める。
- ・事務局から、市資料2-1（P.9）、上下水道局資料2-1（P.42）に沿って以下のとおり案件抽出に係る報告がある。

○郡山市発注工事

制限付一般競争入札

市－5：契約金額が高く、応札者数が多いが有効件数が半分となっているため

市－22：契約金額が高く、有効率が低いため

指名競争入札

市－87：契約金額が高く、有効率が極端に低いため

市－89：契約金額及び落札率が高く、有効率が低いため

随意契約

対象案件なし

○上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

水－27：契約金額が高く、有効率が低いため

指名競争入札

水－53：契約金額が高く、有効率が低いため

随意契約

水－56：契約金額及び落札率が高いため

- ・各案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答する。

≪各案件に係る質疑応答≫

・制限付一般競争入札

市－5 昭和二丁目八山田線 舗装修繕（単独）工事

（市資料2－2、P.10）

【前田委員】

予定価格算定の根拠の開示請求があった場合、開示しているのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

事後公表としている。

【前田委員】

事業者が確認に来ることはあるのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

各発注課に問い合わせるものとなっているが、事例はあまりないと感じる。

【前田委員】

何もないということは、適切な積算をしているということだと思う。

【伊藤委員】

今回、申込みをする業者が多いように感じる。去年や一昨年と比較すると、契約件数や金額は同時期と比較しどのくらい増減があるのか。

【財務部次長兼契約検査課長】

一案件当たりの参加者数ということか。

【伊藤委員】

参加者は40者もいたか。また、郡山市発注工事は減っているのか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

舗装工事は一般的に参加者が多い傾向にあり、場合によっては、一案件当たり入札者が50者を超えるような案件もある。

**【伊藤委員】**

工事の件数が去年や一昨年に比べ減少したというわけではないのか。

**【道路維持課長】**

減少したわけではない。時期的に9月の終わりで手持ち工事が少なくなり、受注したいと思っているのではないかと思う。

**【仙頭委員】**

路面切削工は、比較的積算は容易なのか。

**【道路維持課長】**

工事の内容が路面の切削と舗装くらいであり、比較的容易であると思われる。

**【仙頭委員】**

交差点を通行止めにするような制限もなく、施工も容易なのか。

**【道路維持課長】**

そのとおりである。

**【仙頭委員】**

そのため、参加者が集中し、価格競争も激しくなったということか。

**【道路維持課長】**

そのとおりである。

**【前田委員】**

交差点付近の道路でかなり傷みが激しいと思うが、表層だけでなく基礎なども健全かどうか確認して施工しないと、排水型にしても、また傷みが激しくなってくると思われるので、今後、留意するとよいと思う。

**・制限付一般競争入札**

市-22 大町土地区画整理事業 ペDESTリアンデッキ整備工事（施設下部工）  
（市資料2-3、P.22）

**【伊藤委員】**

同じ工事名で「その2」のものがあるが、違いは何か。

**【区画整理課長補佐】**

その2は、その1の工事で杭を打った後に、基礎コンクリートを打つ工事である。

**【伊藤委員】**

ビルと繋がるのか。

**【区画整理課長】**

杭を打った後に基礎コンクリートを打ち、立ち上げていくもので、今回は地中に埋める26メートルの鋼管杭を、基礎一か所につき4本、回転させながら打つ工事である。

**【前田委員】**

コンクリートの基礎を施工する工事の際、土留めを施工しているが、地権者と協議し、土留めなしで施工できるのであれば、経済的であると感じた。

**【区画整理課長】**

隣接区域での建築計画を考慮したうえで、仮設を設計している。

**【佐野座長】**

先ほどの舗装工事と違い、設計は難しい工事なのか。

**【区画整理主任技査兼整備係長】**

今回の工事は特殊性もあり、入札に参加しやすいように設計書を工夫した。そのため、容易に積算でき、より価格競争がなされたと考えている。そういった背景もあり、最低制限価格を下回った業者が多かったのではないかと想定される。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

7者で入札があり、そのうち5者が最低制限価格未満である。今回の応札者であるA社は94,149,000円で入札しているが、最低制限価格未満の5社のうち、一番安価な額を入れたのがB社の93,911,000円となっている。90,000,000円規模の工事であり、この238,000円の価格差に5者がいる状況である。非常に競争性が働いており、結果的に最低制限価格を下回ってしまったと考えている。

**【仙頭委員】**

様々な工種がある中で、あえて回転杭工を使用した理由は何か。

**【区画整理主任技査兼整備係長】**

駅前地区、繁華街地区といった地区の特性を考慮して使用した。

**【仙頭委員】**

埋め込み杭ではないのか。

**【区画整理主任技査兼整備係長】**

騒音の問題もあるので埋め込み杭にはしていない。

**【仙頭委員】**

地下水は出ないのか。

**【区画整理主任技査兼整備係長】**

地下水は出ない。

【仙頭委員】

土台として矢板を使用したのか。

【区画整理主任技査兼整備係長】

今回の基礎工の工事に関しては、杭を打っただけの工事である。

・指名競争入札

市-87 仁池向市営住宅2-10号棟外1棟解体工事

(市資料2-4、P.33)

【前田委員】

入札金額に、大きく幅があるが、積算の方法はどのようにしているのか。

【建設部次長兼建築課長】

県の単価表にあるものは県の単価、ないものは物価本や参考見積の単価を採用している。

【前田委員】

見積のウェイトは概ねどのくらいか。

【建設部次長兼建築課長】

50%程度である。

【前田委員】

見積は、この10者から徴取しているのか。

【建設部次長兼建築課長】

今、この場ではわからない。

【仙頭委員】

見積自体は公表しているのか。

【建設部次長兼建築課長】

入札後には資料をすべて公開している。

【前田委員】

入札前、基準が決まっているものについては公表していると思うが、見積の部分は誰もわからないのか。

【建設部次長兼建築課長】

見積は参考資料として、金額を提示している。

**【前田委員】**

それでも、約半分の額の入札があるということか。

**【建設部次長兼建築課長】**

10者のうち、1者は、2棟ある設計のうち1棟分しか計算をしていないと思われる。辞退した業者以外で残りの8者をみると、予定価格の10%以内に5者が入札しており、競争していると思う。

**【伊藤委員】**

競争性が働いているのだろうとは思いますが、最低制限価格を下回る案件が増えているように感じている。最低制限価格を下回る割合などの統計や、調査はしているのか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

最低制限価格について国では、低入札基準価格という言い方をしている。その率を調査し、直近では令和4年4月1日から現在の率を適用している。地方公共団体においても、同等の率を採用するよう努めることとされており、本市も令和4年4月1日から国と同様の基準で設定している。以前の委員会で提言があり、調査をしたので、ここで説明したい。

最低制限価格を下回った入札の率を、2022年4月から現在までの月別で示したものである。下のグラフの緑の線が昨年度、オレンジの線が今年度であり、緑色の線を見ると、5～6月が非常に高い。これは、以前委員から指摘があった部分であり、事業者に対するアナウンスが不足している部分もあったかと思う。7月以降は、概ね20%前後で推移している。今年度は6、9月が30%を超えているが、他は概ね25%程度であり、2022年度は全体の24.9%、今年度は25.6%で、約4分の1が最低制限価格を下回っている状況である。

水道局は、5月は高い状況だが、その後20%前後を推移している。年度末にかけて高い部分もあるが、昨年度は24%、今年度も23%と、市と同じく約4分の1が下回っている状況である。この4分の1が高いのか、低いのかということについては、さらに調査が必要な部分もあるため、今後の課題とさせていただく。

**【仙頭委員】**

平均的に20数%ということは、今回抽出した案件はそれよりもかなり高い割合で、競争性が働いているという理解でいいか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

最低制限価格以上、未滿だけでは、競争性が働いているかどうか判断するのは難しい部分もある。今回された案件については、有効率が非常に低いものもあるが、市全体でみた場合には約4分の1の状況であるという報告であった。

**【佐野座長】**

単価について公開されているのは、毎回最低制限価格を下回るから、次は入札金額を上げてみようと思わせるためか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

最低制限価格の積算については、工事価格全体について一定の割合で掛けるわけではない。考え方としては直接工事費、共通仮設費、一般管理費及び現場管理費のそれぞれに率を掛ける形になっており、この率を公表している。工事の案件により、直接経費はすべて変わってくるので、仮に全体に同じ率を掛けると、予定価格もわかってしまう。そのような中で最低

制限価格制度を実施している。

**【佐野座長】**

そういう意味では、簡単に対応はできないということか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

単価については公表していないが、設計において、ある程度業者は業務内容ごとに目安が付くと伝え聞いている。その中で、直接工事費と、経費の割合をどうするのかを判断しており、ある程度狙いは付けられるのでないかと思う。

**【伊藤委員】**

そうなると、最低制限価格より下で競争しているという理屈はどうなのか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

経費については、自社のもうけをどのくらいにするかというのは業者の匙加減になる部分であり、その大小で、各業者の判断するラインが変わってくると思う。

**【仙頭委員】**

直接工事費は各社見積額がほぼ変わらず、経費の部分を限界まで攻めることによって、数万円の間は何社も集まっているという状況が、厳しい戦いだと思った。

・指名競争入札

市-89 緑ヶ丘市営住宅1-5号棟外壁塗装工事

(市資料2-5、P.35)

**【伊藤委員】**

契約金額が高いが、指名競争入札になっているのは何故か。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

郡山市の場合、基本的に1,000万円以上の設計金額のものは制限付一般競争入札、その金額に満たないものについては指名競争入札を行っている。本案件は、指名競争入札の前段に、制限付一般競争入札を行っており、2者応札があったものの、価格的に不調となった。再度制限付一般競争入札を実施しても、競争性が確保できる入札が期待できないことから、12者を選定し、指名競争入札を行ったものである。

**【伊藤委員】**

塗装工事で、一般競争入札で応札が少なくなるような理由が感じられない。

**【建設部次長兼建築課長】**

前段の一般競争入札は、総合評価制度を採用したものであり、申込みには事前に工事計画や安全計画などの資料の提出を要するため、申請を躊躇したのではないかと思う。

**【伊藤委員】**

その理由であれば、総合評価制度ではない通常の一般競争入札で行えばよいのではないか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

本件においては、工期の問題がある。再び制限付一般競争入札で実施するとすると、適正な工期が設定できない。発注者としては、適正な工期を設定し発注することも必要であることから、今回指名競争入札を実施した。

**【前田委員】**

総合評価方式では2者申請があったということだが、入札までしているのか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

入札までしている。

**【前田委員】**

その結果、予定価格を下回る者はいなかったということか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

1者は予定価格超過、もう1者は失格基準価格を下回った。

**【伊藤委員】**

指名するとき、その2者は指名するのか、もしくは指名から外すのか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

今回は指名している。

**【仙頭委員】**

この工事は、塗装するだけではなく、足場を組むなどの業務はあるのか。

**【建設部次長兼建築課長】**

足場は全面に組む。本件は、秋頃までに工事が竣工する形にしなければならず、期間が足りないので指名競争入札とした。

**・制限付一般競争入札**

水2-2 図景貯留管関連管渠築造工事 第1工区  
(水資料2-2、P.43)

**【前田委員】**

図面の位置図に、令和5～6年度施工予定の工事として赤線があり、同時に施行済みを示す黒線が二重に示されているが、どういうことか。

**【下水道整備課長補佐】**

図景貯留管においては、すでに完成しているものであるため黒で表示している。今回、この管に雨水を導く機能を持つ管渠を入れ、そこに浸水軽減のため貯留機能を持たせ、更に第二段階としてそこに導き、貯留能力、排水機能を高めていくところでこの点線を表示している。



【伊藤委員】

どのように導くのか。

【下水道整備課長補佐】

道路の下に貯留管があり、貯留管の上部に何か所か分水人孔を開け、そこにぶつかるように今回の管を入れる。通常は雨水が既存管に流れ、そのまま下流まで流れるが、管の水位が一定以上になると、関を越水し貯留管の方に流れる。一時的に溢れた水を貯留管にストックし、雨が止み、水位が下がればポンプアップし、既存の管に流す、という作業である。

【前田委員】

並行して入っているところはマンホールで受ければいいのではないか。

【下水道整備課長補佐】

イメージ的には、大きなマンホールである。

【前田委員】

そうすると、位置図の、左から右に伸びる矢印や、緑の矢印はいらないのではないか。

【下水道整備課長補佐】

既存の管は 800mmだが、流下能力をアップするために、1,350mmの管に拡張する工事を含めて今回入れ替えする。

【前田委員】

黒の点線は、今回の契約で入れたものではなく、昔から入っていたという認識でよいか。

【下水道整備課長補佐】

令和3年度に完成した貯留管の一部である。

【前田委員】

貯留管の直径はどのくらいか。

【下水道整備課長補佐】

4,000mmである。

【前田委員】

枝の管はどのくらいか。

【下水道整備課長補佐】

1,350mmである。

【前田委員】

それを直接マンホールに繋いでいるということか。

【下水道整備課長補佐】

そのとおりである。

【伊藤委員】

最終的に1者になった理由は何か。

【総務課長補佐】

最低制限価格未滿、辞退の他、同種工事ということで、その前の入札で落札したため、無効にした業者を除くと、2者の札が有効であり、その中で価格が安い方が落札したという結果である。

・ 指名競争入札

水-53 公共下水道築造工事第16工区

(水資料2-3、P.54)

【前田委員】

今回のエリアに関連する工事は全部で何件あるのか。

【下水道整備課長補佐】

13件ある。年度内に工事を終わらせるという工期の関係もあり、一括ではなく分割して発注している。

【前田委員】

入札に参加する事業者は重複しないようにしているのか。

【下水道整備課長補佐】

指名競争入札のため、できるだけ重複しないようにしている。業者選定の理由としては、実績や地域性、郡山市下水道工事指定店というものを加味している。

【前田委員】

工期的な制約もあるとはいえ、これだけ細分化して発注するのは大変だと思う。

【下水道整備課長補佐】

分割されている工事を受注している業者間の安全協議会で、地域になるべく支障のないように対策を講じている。

【伊藤委員】

16工区というのは、位置図の丸のついている部分だけで、それ以外の赤矢印の部分は今年度に発注しているということか。

【下水道整備課長補佐】

そのとおりである。

【伊藤委員】

黒矢印は前年に発注しているということか。

【下水道整備課長補佐】

前年度以前である。

【伊藤委員】

いつまで面整備をするのか。

【下水道整備課長補佐】

紫の点線で大きく囲んである部分が今現在計画しているエリアで、令和6年度中の完成を目指している。

【佐野座長】

細分化されていると、業者間で割り振りが発生する可能性があるのではないかという懸念がある。そのような時、どのような方法であればそれを防げるのか。

【下水道整備課長補佐】

中小企業の受注機会の拡大ということで、なるべく分割して発注をしているようにしている。金額が1,000万円を超えてくるものに関しては業者次第である。

【伊藤委員】

最低制限価格割れが目立つ。業者間の割り振りの話もそうだが、最低制限価格を割って競争しているというのも懸念がある。

【佐野座長】

地元としてはなるべく分散して受注してほしいという気持ちはわかるが、今回の工区以外の工区も同じような構造で行うと不正を疑われる可能性がある。

・ 随意契約

水-56 公共汚水柵撤去工事(その5)

(水資料2-4、P.56)

**【前田委員】**

随意契約書に、舗装本復旧が不要になる、経費の削減が可能になるとあるが、その復旧は誰がやるのかと考えると、おそらく電線地中化の工事なのではないかと思う。この工事で、本復旧までやるのか、あくまで仮復旧までやるのか。

**【下水道保全課主任】**

今回の工事は土地区画整理事業ということで、日の出通り線の別途発注の道路改良工事があり、その道路改良工事に伴う、汚水柵の撤去工事となる。区画整理課で日の出通りの改良が終わり次第、本復旧を行う。

**【前田委員】**

ペDESTリアンデッキの完成と舗装の完成が同時期だと見栄えがよいと思った。

(2) 指名停止措置状況について **資料3**

《審議概要》

- ・ 座長が、事務局へ説明を求める。
- ・ 事務局（財務部次長兼契約検査課長）から、**資料3**（P.59）及び**資料3【補足説明資料】**（P.60～74）に沿って説明する。同時に、事故が多発していることから、独自に事故事例集を作成し、事故防止に努めたい旨を説明する。
- ・ 当該案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答する。

《案件に係る質疑応答》

**【佐野座長】**

事故事例集について、非常に有益な資料だと思うが、今回初めて作成したのか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

そのとおりである。今後、発注所属の監督員から、受注者の現場責任者を通じて配布したいと考えている。

**【仙頭委員】**

非常に有益な資料だと思う。事故原因の記載があるが、加えて「このようなことに気を付けていれば事故は発生しなかった」のような記載事項もあると、未然に防ぐための対策も立てられ、更によいのではないかと思う。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

委員にも意見をいただきながら毎年見直しを図り、充実させたい。ただ資料を充実させるということではなく、どう生かすかということを考えていく。

**【伊藤委員】**

指名停止措置の7、8について、契約手続きを行わずに辞退になっているが、案件として

は別なものなのか。また、8の入札金額に誤りがあったことが発覚したというのはどういうことか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

本件は、原材料としてため池の安全ネットを購入する業務だが、こちらが提示した品番を勘違いし、提示した品番よりも下のレベルのものと誤認し、入札したことが事後に判明し、契約辞退をした。

**【佐野座長】**

この場合、もう一度やり直しになるのか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

そのとおりである。

**【前田委員】**

事故事例集の話になるが、我々もこういった分析をしており、新期入場者が、現場に入って1週間程度で事故を起こしていることが多い。そこまでのデータはないかもしれないが、そういった傾向があれば、同時に注意喚起ができればなお良いと思う。

≪審議概要≫

- ・その他、佐野座長が、各委員へ意見等があるか確認する。

**【前田委員】**

色々説明があった中で、適切な工期の設定について、現在建設業週休2日といった働き方改革にも取り組んでいるが、週休2日をもって工期を算出し積算する際、間接費率の割り増しがあり、結果的に工事費の増加につながるが、工事発注の部局と、財務部局で何か調整とかはあるのか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

週休2日の取り組みについては働き方改革の中で大きなテーマになっている。本市においても、昨年度から、週休2日については受注者希望型という形で、事業者が希望する場合に週休2日の対象としている。設計については、4週6休を基本として契約しているので、契約後に4週8休となった場合、変更契約の対象としている。週休2日については、令和6年度から、建設業についても上限規制が適用される形になるので、4週8休を基本とした積算をしていくということで進めている。4週8休という積算の中で、4週6休より経費が上がるという形に対応することになると考えている。

**【前田委員】**

その取り組みのために予算が増加するので、来年度の予算を増やしてほしい旨の相談はす

るのか。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

積算については、4週8休で積算した形で予算要求をしてもらい、査定している。

**【伊藤委員】**

4週8休になることに対し、建設業に携わる方々の多数は認識されていないと思う。周知を徹底してほしい。

**【仙頭委員】**

4週8休にしたことにより、工期末ぎりぎりになるようなことはないようにしないとイケないと思う。

**【財務部次長兼契約検査課長】**

4月に予算が動かせるようになり、単価を入れて設計し、公告、発注すると、現場に入るのがどうしても5～6月になる。そうすると年度当初が空白の状態になるので、できるだけ発注時期を平準化し、空白期間をなくすということを、本市でも大きな問題として取り組みを進めている。具体的には、財務部局と工事の発注部局においてその問題を共有するための組織を作り、見える化しながら数値目標を立て、平準化を進めていくことを予定している。

## 4 その他

## 5 閉会